

平成28年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年7月8日（金）
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時30分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、東スポーツ振興課長、朝倉生涯学習課長、山下文化財課長、新甫図書館長、後藤美術館長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、図書館森副館長
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、7月定例教育委員会を開催します。
- 8 前会議録の承認
○小西委員長
平成28年5月、6月定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。
ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員にお願いします。
- 10 教育長報告
○小西委員長
それでは、教育長の報告をお願いいたします。
○教育長
生徒指導の現状についてですが、これは校長会で説明をいたしました資料をそのまま出しています。したがって、今までのこととだぶることがございますが、今現在のところでご覧いただきたいと思いますが、非行に関しましては、6月末現在で10件あります。昨年度は同時期25件ですので、かなり減っています。全体的には落ち着いているということでございます。
いじめの認知件数につきましては、調べる時はアンケートとかで調べますので、沢山上がってまいりますが、実際はほとんどいじめと言えるものはないような状況なので、そこにありますような287件はすでに解消しています。まだ一部続いているものもありますけれども、大きくなるものはないということでございます。本年度いじめ防止対策推進法の検討が行われるので、いじめ防止基本方針を見直すことが必要になってくると思います。
不登校傾向でございますけれども、小学校10名、昨年度より少し増えていますが、中学校もちょっとだけ増えているということでございます。ほぼ例年並みかなと考えているところです。

交通事故でございますけれども、昨年よりも若干減っておりますけれども、自転車の事故が多いということで、つい先日起きました7月になってから起きた自転車事故については、一旦停止をせずに自転車で飛び出して自動車にその後ぶつかったということです。いつも島津委員が「学校での指導を」とおっしゃっていて、こちらからも色々お願いしているのですけれども、こういう状況でございます。非常に大きい事故というのは起きておりません。

不審者、声掛け事案につきましては、前回報告をいたしまして、新しい情報として、これもバイクに乗った男性が道を尋ねる際に、よろめいて体にふれる事案を1回報告したと思うのですけれども、同じ人がやっていると思われるのですけれども、また6月24日におきました。

五十市のところで、女の子に小さいバイクに乗ったまま「五十市駅はどこか」と尋ねる振りをして実は触る。バイクにまたがったまま女の子に「五十市駅はどういくの」と言って、よりかかってきて、胸とか、肩とかに触るという、30代の男性です。バイクのナンバープレートは曾於市になっているそうです。警察は大体目星はつけているけれども、現行犯でないと逮捕できないのでということのようです。

ソーシャルワーカーの増員ということで、今は大田原さんがスクールソーシャルワーカーをやっています。松尾容子さんという方が増員になって、北諸地区の配置になりました。基本的には小学校対応が松尾さんで、中学校対応が大田原さんになります。この方は実は、都城市いじめ防止対策専門家委員会の委員に任命をしていたのです。したがって、新たに欠員を受けて、谷口隆太さんという方を任命する予定にしているところでございます。ご了解いただければということです。

以上が、生徒指導状況でございます。

続けて、裏に資料があると思いますが、実は例のコンプライアンスということで、前回の校長会でコンプライアンスの話をしました。先日、小学校、中学校の校長会として作られた都城市教職員宣言をしてくださいました。

そこにありますように、3つコンプライアンスに関する宣言がございまして、平成28年6月ということで、校長会のほうから出していただきました。また、きちんと職員にちゃんと伝わるように、各学校でコンプライアンスの色々な取り組みを協議して出してくださいとお願いをしたのですが、その結果、各学校すべて出していただきました。

教頭会は、別に、教頭会としてコンプライアンス推進に関する宣言書を一人一人、飲酒運転撲滅に関する申し合わせ事項ということで書いていただいて、出してくださいました。私が要求したわけではありません。向うから出していただいたということで、こういう取り組みをしていただいて大変ありがたいなと思います。

その裏側にありますように、教育長講話ということで私のほうからコンプライアンスに関して、このピンチをチャンスに変えましょうということでお話をさせていただきました。三つのことをもう一度重ねてお願いしました。一つが、民主的な職場づくりということで、情報を共有し、共同する雰囲気、職場づくりをしてください。お互いが気づかい、コミュニケーション、声かけをしっかりとしながら、情報を共有しましょうということで、これは環境づくりです。二つ目としては、教師としてのプライドを持ちましょうというお願いをしました。プロフェッショナルティーとして。プライドが必要だろうということです。

三番目としては、私は、教師は省察的实践者であるというらえ方をしておりますが、省察的实践者としての人間性、モラルと寛容というものをしっかりと身につけていきたいと思いますということをお話しさせていただきました。

その次に、学校と教師とはということで、学校とは一体どういったところかということをもう一度確認をさせてもらって、学校は3つの場であると申しています。人間の成長を目的とする場であって、二番目は、他者への理解を深め、社会性の基礎を形成する場であり、三番目は学力を養う場である。この3つの

ことを、教師のプロフェッショナルリティーとしてしっかり踏まえて、教師は児童・生徒の成長の手助けをする人だということをもう一度きちんと考えた上でさきほどのことをやってくださいという話をさせていただきます。

この校長会では、コンプライアンスのことと部活のことをお話させていただきました。「ブラック部活よさようなら」というのを題にしてあるのですが、新聞等でブラック部活が色々問題になっております。教員の多忙化の解消ということが大きな問題になっています。それはそのとおりなのですが、そもそも学校の部活動って何だということをもう一度きちんと見直してくださいということです。

実は、平成25年5月27日に、運動部活動のあり方に関する調査研究報告書が実は出ています。それには、平日頃言われていることがきちんと書かれていた部活動の時間とか、休業日をちゃんと用いるとか、勝利主義に走ってはいけませんよとかいうことを色々書いてあります。これを、校長先生に「この調査書を見たことがありますか？」と聞いて、誰も手を挙げられなかったということは、多分、見られていないのだと思います。これをまた学校にお返ししなくてはいけないと今、思っているところです。

運動部活動に関して、例の大阪の桜宮高校でしたか、あれは体罰ですけれども、それを受けて自殺をするという問題が起きました。そのことを踏まえて、これが出てきたのですけれども、勝利主義に走ってしまうということ、子供たちの発達というものをしっかり考えて指導をされているのかという問題、あと時間、平日も土日もなく部活をやっていることが、子どもたちの人間的成長にとって必要なことなのかという問題があります。また、ブラック部活動と言われているもう一つの理由は、すべての先生に部活動をもたせようという状況があつて、運動部が指導できないのに運動部をもたされたりというのが苦痛になっていることがあります。すべての部活動を学校でやる必要があるのか。少子化の問題もあるのですけれども、部活動の地域化が言われています。地域で、やってもらえばいいのではないですかということも、書いてあるのです。社会が変化しているのに、運動部に限らず、部活そのもののあり方が昔のままでいいのかということ。子どもの成長に本当にプラスになるのかということをもう一度考えていただく必要があります。

課題として私がそこで投げかけたのは、内容も検討してもらい、そこから解き起こしていかなければいけないのですが、とりあえず、ウィークデイの下校時間の検討、土日の部活動のあり方の検討、議会で質問もあり、約束をしました。労働安全月間の設定、先生方も早く帰ろうという時間の設定をする。この3つのことを検討課題として、校長会でお願いをいたしました。時間がなかったので、はしょってしまっただけですが、部活の趣味化というか、地域化ということが大切で、地域全体で子どもたちの多様な価値観の形成をしていくことが必要なのではないかと思っているところでございます。

以上の件が、今回の校長会でお話をしたところでございます。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございます。

内容についてのお尋ね、ご意見はございませんでしょうか。

○島津委員

生徒指導の関係ですが、教育長のおっしゃっていただいた自転車関係は気にするところなのですが、特にこれから夏休みに入っていく中で、交通事故の増加、不審者対策で身を守るというか、あるいは水の事故とか、各学校でそれぞれ啓蒙されているとは思いますが、今一度徹底していただくように通達していただければと思います。

もう一つ意見というか、ブラック部活動は気になったのですが、親の意識が変わらなるとなかなかそこも難しいところがあるのかと。自分たちの時はこうやっていたとか、あるいは、自分がその卒業生で、

あそこの何部が良かったとか、そういう意識を何とか変えていただくことが必要なのかなと思います。

○教育長

今おっしゃるとおりだと思います。申し上げたのは、せっかく学校運営協議会があるのだから、学校の先生がこれだけ大変な思いをしていたり、色々なことがあったり、学校の実情をちゃんとお話しになって、そして、地域からそういう声を挙げていただかないと、なかなか変わらないです。親はすごく期待するわけです。

スポーツに関して言えば、本当に勝負、ともかく勝利主義と言いますか、優勝することを目標にしているわけですので、ほかの問題もですけれども、吹奏楽もコンクールで優勝するとか、その辺がまさに島津委員がおっしゃったように、親が勝利主義であったり、コンクール主義であったり、子どもに対して、あくまで生涯スポーツの基礎だとか、生涯の趣味の基礎を作っているし、その中で子ども達がお互いに人間性を培っていくという本来の形のあり方をPTAに対しても、地域に対しても、学校側が訴えていかなければいけないのではないかと考えています。今、チャンスだと思っています。新聞でブラック部活動とか言われるようになってきましたので、まさにこのピンチをチャンスに変えていくという必要があるのかと思ったところでございます。ご指摘のとおりだと思います。

○小西委員長

他にありませんか。それでは教育長のご報告ありがとうございました。

1 1 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は報告が12件と議案が6件です。報告第53号のご説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。

報告第53号 都城歴史資料館の夏休み期間中の入館料の免除（小・中・高校生対象）についてでございます。

都城歴史資料館は、地域の平和学習、昔の道具調べなど、社会科見学や遠足などで、多くの小・中・高校生が訪れます。こうした市内の小・中・高校生の学校、学級単位の入館につきましては、都城歴史資料館条例施行規則の中で、それぞれの申請に基づきまして、入館料を免除する措置を講じております。また、平成14年度からは、学校完全週休2日制に伴いまして、毎週土曜日、市内すべての小・中・高校生の入館料を免除しております。しかしながら、自由研究の題材等を求めまして、多くの小・中学生が来館する夏休み期間中につきましては、現在のところ有料となっております。そこで、今年度、平成28年度より、多くの小・中・高校生に都城歴史資料館を活用してもらうために、夏休み期間中、市内外すべての小・中・高校生の入館料を免除するものでございます。

参考までに、昨年は、戦後70年企画展「近代戦争と都城 平和の尊さを考える」という企画展を開催いたしまして、小・中・高校生の入館料を無料といたしましたところ、都城西高校が企画展を見た感想を夏休みの課題ということにしたために、多くの生徒が入館いたしました。このたび多くの高校生に都城の歴史に触れる機会を提供するため、小・中学生と同様に高校生も入館料を免除するものでございます。

以上よろしく申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。

この報告案について、お尋ね、ご質問はありませんか。

○教育長

周知はどうするのですか。

○文化財課長

各市内すべての学校に文書、それと高校につきましては、先生達へ招待状も2、3枚入れまして、お願いしてございます。

○小西委員長

せっかくの機会ですから、できるだけ周知がいくといいなと思っております。高校生がこれだけ来るといことは、資料館の方の士気も上がるような気がいたします。

○文化財課長

忙しいと時間が経つのが早いかもしれません。うれしいと思います。

○小西委員長

それでは、報告第53号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、議案第24号、25号、26号、27号を美術館長よりご説明お願いいたします。

○美術館長

まず、議案第24号、25号につきましては、関連がございますので合わせてご説明いたします。

まず、24号ですが、美術館規則の改正についてでございます。

都城市立美術館規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するというので、新旧対照表を見ていただければわかりやすいと思いますが、理由につきましては、平成26年度の3月に消費税に係る部分と運営等に係る部分の美術館条例の一部見直しを行ったのですが、その時に、関連して、規則と美術館協議会運営規程の部分の条例を参照している条文の部分がずれてしまいまして、そこを、同時に修正を出していたところを、この部分について条文のずれ等が漏れていたということで、その部分を合わせて24号、25号で修正をするものでございます。

24号につきましては、市立美術館規則の旧の規則でいうと、第1条の美術館条例12号の規定に基づきということが15条の規定、第2条の条例3条に規定するということが条例6条にするというふうに変更し、加筆等を加えたことによりまして、条例が若干ずれましたので、その修正ということです。あわせて、25号についても、理由については同様でございます。

修正前の美術館協議会運営規程の中の第1条の1行目の第11条の規定により設置されたということが、第14条の規定によりと修正いたします。議案第24号、25号については、以上でございます。続きまして、議案第26号ですが、都城市立美術館協議会委員の委嘱についてでございます。

美術館協議会委員につきましては、任期が2年ということで、今年度が任期満了に伴う改選の年となっております。役員の方につきましては、別紙についております田中正吉先生から、本蔵明子さんまでの10名を委嘱いたします。つきましては、美術館条例の第14条第3項の規定によりまして、以下の方に委嘱をしたいと思っております。任期につきましては、平成30年3月31日までということになります。ほとんどの方が留任なのですが、新任の方につきましては、上から2番目の芦田さんと最後の行の本蔵さん、この2名の方が新任ということになります。美術館の事業計画や前年度の事業報告等の審議をしていただくことにしております。今年度は会議を7月27日に予定しているところです。

続きまして、議案第27号ですが、平成28年度第63回都城市美術展の運営実行委員の委嘱についてです。

昨年度、泉ヶ丘高校の書道の先生が異動になりまして、書道関連の先生が1名欠員になっておりました。泉ヶ丘におられる先生は美術の先生だったものですから、西校に赴任された先生が、書道がご専門

ということですので、追加で実行委員をお願いしたところです。西校に赴任されました後藤祐子先生は、宮崎市のご出身で、泉ヶ丘、日南、高鍋、宮崎東高校などを異動されまして、平成28年4月付で都城西校に赴任された方です。宮日美展等でも無鑑査になっておられる方で、実力のある先生ですので、次回の実行委員会から実行委員としてお願いしております。

以上です。

○小西委員長

議案について、質問はありませんでしょうか。

○赤松委員

多分単純なミスだと思いますが、26号関係の吉田先生のご住所が前のページと後ろのページがちょっと違います。

○美術館長

都城市内の学校の教頭先生をされていた時に、委嘱をさせていただいて、現住所はこちらではないので、修正します。

○赤松委員

私が申し上げたのは、どちらが正しいのだろうと思ったのです。

2927-18と927-18の単純なミスではないかと思って、どちらが正しいのかと思ったのです。

○美術館長

当時は2927-18のほうが正しかったのですが、現在は宮崎市にお住まいですので、これは修正いたします。

○島津委員

議案第27号で、今まで書道は泉ヶ丘の先生がやっていたら、その方は今回の63回は委嘱対象にもともたなくなってなくて、新たにこの方だけを追加ということですか。

○美術館長

異動された先生は、宮崎市内の高校に異動されまして、市内の高校の中からお願いしようということですよ。

○島津委員

一旦、その方を委嘱しているのであれば、外すということが必要なのかなと思ったのですが。

○美術館長

市美展の実行委員の場合は、単年度の委嘱になっておりますので、今年の5月に委嘱の提案をした時には、いらっやいませんでしたので。

○島津委員

議案第24、25号のところなのですが、規定の改正の関係、これは、内容自体はよろしいのですが、発覚した経緯なり、再発防止はどうなっていますか。

○美術館長

前回に条例の見直しを、消費税の項目を色々な施設の表記がまちまちだったものですから、それを統一するというのと、5%から8%に上がったという表記を修正するというのをあわせて、各施設の消費税に関する表記の仕方が間違っていないのですがばらばらだったものですから、そこを統一した表記にするということで、修正をまずかけるといって、条例の改正をしたのですが、その時に、美術館の運営時間、開館時間の表記が規則のほうに入っておりまして、条例のほうに移したほうがいいだろうというご意見を法制担当からいただきまして、規則に入っていた項目を条例に移した関係で、規則のほうの条文が削除になった部分と、条例の規則が追加になった部分で条例番号がずれた部分が出てきて、そ

れに付随して規則や規程のところが条例の何条の規定によるという参照しているところを見落とししていたということが分かりまして、今後はこのようなことがないように、関係法令規則等を注視しまして、今後はこういった間違いが起こらないように注意したいと思っております。

○島津委員

今回、ずれがわかったので、この議案が出てきたのだらうと思いますが、見つけたのは何かタイミングが、過去のものを見直していたとか、そういう何かあったのかなど。外部から指摘されたとなると、嫌かなど。何かチェックしていて見つかったのであれば、内部のチェック機能が働いていたことかなど。

○美術館長

その件に関しましては、毎年、内部の監査、企画委員会監査がありますが、その時に関係条文の何の規定によってこの仕事をしているというもののチェックをしている時に見つかりまして、外部からの指摘ということではありません。

○島津委員

チェック体制がもともとあって、それがちゃんと働いた結果、見つかったということですね。

○小西委員長

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24、25、26、27号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第51号、報告第52号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第51号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。

都城市青少年健全育成市民会議の副会長及び幹事につきましては、都城市青少年健全育成市民会議設置規程第4条及び第7条の規定に基づき、各団体の会長あて職として、教育委員会が委嘱することとなっております。今回、別紙資料のとおり、副会長3名、監事9名の委嘱について、臨時代理したことをご報告し、承認を求めるものでございます。なお、副会長及び監事の任期につきましては、平成28年6月30日から平成30年6月29日まででございます。なお、行政からあて職とし任命する会長職であります黒木教育長、幹事職であります児玉教育部長及び関係校長12名につきましては、辞令行為を省略するものでございます。

次に、報告第52号 人権啓発標語募集要項の制定についてご説明いたします。

毎年8月の人権啓発強調月間に実施する人権啓発事業の一環として、本年度も一般向けと小・中学生向けに分けて、新たに募集要項を定め、募集するものでございます。

参考までに、昨年度は小学校の部2,235点、中学校の部2,203点、一般の部59点、合計4,497点の作品応募がありました。最優秀賞は各部門で1点、優秀賞は小学生の部5点、中学生の部4点、一般の部1点、合計10点を選考しました。また受賞作品は、本年12月開催の都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、広報紙の人権啓発特集号でも紹介することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○小西委員長

今の報告にご意見について、お尋ねはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

毎年ですが、人権啓発標語は募集、表彰というのはもちろん大事ですけれども、それを皆さんがどのように考えるかという過程が人権啓発の一番意義があるところだということだと赤松委員もおっしゃったと思うのですが、そのような形で、どのように学校にお願いすればという点もありますが、そういうとこ

ろが大事だという意識を先生方にも醸成していただければと思います。

○教育部長

人権の幹事会も私は幹事長になっているのですが、地区によって、地元の小学校とか、中学校からは全く標語が出ていない地区もあるのです。どうしてだろうかという質問があって、調べてみますと、県の人権の標語とかを作文に出しているの、市の方には出していないというところがありまして、今、委員長がおっしゃいましたように、子どもたちが人権のことについて考える、標語を考えることで人権のことを考える、いじめのことを考える、そういうことをぜひ子どもたちに考えていただく時間として活用してほしいと思います。

個人的な所見でけれども、小学校は低学年、中学年、高学年とあるのですが、果たして低学年1、2年生とかで人権の標語はどうかというのは、非常にいい標語も出ているのですが、逆に親御さんが考えてきたのかという気もしますし、そこはみんな仲良くしましょうねと、先生方がお話をされて、子どもたちが考えてくれているのかなという気もします。表彰の仕方も募集の仕方も考えていけないかなと。ただ校長会で全学校に出ていないところもありますと課長が厳しくおっしゃって、全校長先生に、子どもたちに考えさせて出すようにするというお話は課長のほうからしていただいたので。

○小西委員長

全てのことについて結果も大事ですが、過程も大事というそういうところに目を向けていただく、生涯学習課の方向をつけさせていただければ、ほかの事業に関しても、そのような希望を持っています。

○赤松委員

それが教育だと思いますので、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

○小西委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告は承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第50号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

それでは説明させていただきます。

報告第50号は、学校体育施設開放事業の運営につきまして、各地域ごとに円滑な推進に向けての協議調整を行うための運営委員会の設置がございます。その委員の委嘱につきまして、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条に基づき、臨時代理をいたしましたので、同条の規定に基づきまして、ご報告を申し上げます。

今年度は、市内15地区のうち地域から要請がございました6地区におきまして、41名の委員を委嘱するものでございます。委員の構成といたしましては、校長先生をはじめとした教職員の皆様、そして、地区体育協会の役員の皆様、スポーツ推進委員等で構成されているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。ご質問はありますか。

ちょっと不勉強なのですが、この6地区というのは、委員会を設置する地区が6地区あるということですか。そのある地区の委員さんを委嘱することなのですか。

○スポーツ振興課長

学校体育施設に関する規則の中で、運営委員会が設置できるという規定を持っておりまして、それに基づいて我々の地区は設置をしたいという方針をいただいたところに関して設置をしたというものでござ

います。

○小西委員長

ということは、ほかはまだないということですか。

○スポーツ振興課長

まだというか、その必要性を感じられたところが手を挙げられたという解釈です。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございます。

○スポーツ振興課長

過去には、設置をされた経緯があるところもございます。その中で、今年はこちらの地区としては、既存のほかの話し合いの場で十分足りるといったところでは、別途設置の必要がないという回答をいただいたところもございます。

○島津委員

関連しまして、もし設置したいという希望があれば、それはその地区の体育協会が主体となってそういう意見が出るというイメージなのですか。

○スポーツ振興課長

そうです。大体、指定管理を各地区の体育協会にお願いをしておりますので、その窓口を通じて、意見の聴取をさせていただきまして、各地区が学校等々と協議をしていただいた結果を返していただいたという形をとっております。

○小西委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告第50号を承認させていただきます。

○小西委員長

学校教育課長より、報告第46、47、48、49号、議案第23号をご説明いただきます。

○学校教育課長

報告第46号でございます。

教育用コンピュータ及び校務用コンピュータ導入検討委員選任についてでございます。

設置の目的につきましては、1枚めくっていただきまして、名簿の下のほうに設置目的が掲げてあります。読ませていただきます。

都城市におけるICT環境の課題を明確にし、よりよい環境整備に係る協議を行うことにより、効果的な活用及びICT環境の充実を図るというものでございます。設置目的を補足いたします。

都城市立の学校のICT環境は、他市と比較しても進んでいないと言われております。そこで、現在の都城市のICT教育環境の課題を明確にすることが一つです。さらに教室やコンピュータ室で校務として使う教育用コンピュータは、インターネットにつながっているものです。また、校務用のコンピュータは、都城市内の庁内LANに接続した教師一人一人が持つコンピュータです。子どもたちのデータを蓄積する校務支援システムで、入学から数年前のデータもつないでいけるようにしていき、これらのデータを利用して、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導計画や支援計画作成、通知表の作成、学習指導要録の作成等に寄与するものでございます。

では、上のほうにあります名簿をご覧ください。

会長は西岳中学校の馬場伸介校長でございます。本校長は、都城市校長会情報教育部会長でございます。また、主務としまして、副会長を同校の川路義和教頭先生を任命しております。また、事務室から、姫城中学校の岩満進事務主査を任命しているところでございます。4番から7番まではそれぞれ教諭でござい

ます。この教諭につきましては、都城市教科外研究会情報教育部会でやる気のある先生を募ったところ、数名の先生が手を挙げられ、その中から選出された先生でございます。8番は、本教育委員会の小野田武晃指導主事、さらに9番は本教育委員会の本村英宏主幹が名簿に名を連ねているところでございます。

では、報告第47号でございます。

1枚めくって、臨時代理書をご覧ください。都城市少年補導員の委嘱についてでございます。

委嘱日が平成28年6月1日でございます。委嘱期間が、平成28年6月1日から平成29年5月31日になっております。平成28年度の都城市少年補導員は187名になりました。名簿一覧をご覧ください。ほとんど教職員やPTAが網羅されているところでございますが、中にはボランティアとしてこの補導員に参加していただいている方々もおられます。

では続きまして、報告第48号をお願いいたします。これも1枚めくっていただきまして、平成28年度各学校から学校運営協議会委員の推薦についてでございます。今回をもちまして、委員の推薦につきましては完了をいたしました。今回55校の学校から学校運営協議会の委員として推薦された者の数が372名という形になりました。名簿がついていると思っております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第49号でございます。

臨時代理書にありますように、都城市立御池小学校の休校に関する覚書締結についてでございます。締結日が、平成28年6月27日でございます。覚書の内容は、別紙のとおりでございます。

御池小学校の休校に関する覚書

都城市教育委員会（以下「甲」といいます）と御池小学校PTA（以下「乙」といいます）は、都城市立御池小学校（以下「御池小学校」といいます）が平成29年4月1日付で休校することについて、次のとおり合意する。ただし、覚書の効力は、都城市教育委員会の決定及び都城市議会の議決を経た後に発生するものとする。としております。

条件が3つございます。

1番が、通学先についてでございます。御池小学校の休校に伴い、児童は、夏尾小学校又は西岳小学校へ通学するものとします。また、夏尾小学校に通学した児童は夏尾中学校へ、西岳小学校に通学した児童は西岳中学校に進学するものとします。2つ目としまして、通学費の補助についてです。甲は、御池小学校の休校時に在籍する児童のうち、御池町内に在住する児童については、遠距離通学費補助金交付要綱を制定または改正して、通学費の補助を行うものとするということでございます。3つ目としましては、通学先の学校生活で必要な物品についてです。甲は、御池小学校の休校時に在籍する児童について、通学先の学校生活で新たに必要になる体育着等の物品を現物支給するものとするということでございます。

6月27日に締結が行われましたが、甲の代表としましては、黒木哲徳教育長、そして、乙代表としましては、御池小学校PTA会長の小埴淳司氏、立会人として、御池自治公民館長の福田安男様でございました。

それから最後に、議案第23号についてでございます。

都城市学校管理運営規則の一部改正についてでございます。下の段をご覧ください。下の段をご覧ください。下の段をご覧ください。

改正の経緯でございますが、感染症による出席停止の月報報告の方法が統一となり、公益社団法人日本学校保健会が運営する感染症情報収集システムへの入力に切り替わったこととなったため、システムで出力される様式が本市の現行の様式と異なるということのためでございます。

では2枚開けていただきますと、別紙1 新旧の様式の違いがあります。中に書かれているデータにつきましては、ほとんど同じでございますが、旧のほうにあります都城市が使っていましたものには、学年の次に性別があります。新しいほうには、この性別の記載のところがございません。その違いだけ

でございます。あとはすべてのデータは同じような形で、記載する場所が違うという形になります。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告と議案を通じて、順不同でも結構です。お尋ねはありませんか。

○島津委員

報告第46号ですが、コンピュータの導入ということで、庁内LANの接続になっているということで、ややテクニカルな問題とか出てくると思いますが、そこら辺の委員会へのサポートというのは、こちらの教育委員会から知識がある方がつくというイメージでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

まずは、情報提供という立場の窓口としまして、委員の中の小野田武晃指導主事、彼は今年も行なわれました教育ICTのためにエキスポのほうで東京まで行かせております。そういうものの知見もございません。また、私も宮崎市でネットワーク開設に伴いまして関わってきた者でございますので、そういうところを活かせればと思っております。

○島津委員

御池小学校の休校について、報告第49号についてです。これは形式的なことについての質問なのですが、都城市内にある市立小学校の形、これは休校ですから表面的には変わらないという形になり、また、そのまま市内の小学校についての実態を何か報告してくださいと言われた場合には、御池小学校分は、こちらの委員会事務局で代わりに該当なしとかそういう形で扱うというイメージになるのですか。

○学校教育課長

これまでの報告等を見ますと、休校になった場合は、休校という学校の中に入ってしまうと、数の中には入らないこととなります。ですので、数としては1校減という形で来年度からはなります。

○小西委員長

いかがでしょうか。

ちょっとお尋ねいたします。

議案第23号なのですが、この形式のご説明で、性別の欄がなくなったというご説明をいただいたのですが、様式の中で、どこかに別にご説明だったのか、聞きもらったのかちょっとわからないのですが、どのような理由で性別を外したのでしょうか。

○学校教育課長

性別という欄でございますけれども、今現在、県が使っているシステムの中にもないのです。都城が残っていたという言い方のほうが正しいのかなと思います。古くからこの形式でやっておりますけれども、県の形式になりますと、性別が抜いてあるところがかなり多くなってきております。

ただ、新しい形式につきましては、どの市町村もまだ1回もこれでやったことがなく、それぞれの市町村のタイプに変えていただけないかというようなことが申し出たのですけれども、全国的なものなので、なかなかそこを変えるということは難しかったようでございます。

○小西委員長

要するに、なくなった理由というのが、県のほうがメジャーなんでしょうけれども、そこでずっと性別というのが必要ないとされてきた理由というのを、今、私も色々考えまして、感染症の場合、例えば、量的なものの場合に、男子生徒と女子生徒の数が多とか、そういうことというのは病理学的というか、感染症に対する初期資料として全く意味をなさないものなんでしょうか。

不勉強なものですから。

○学校教育課長

また、調べてまいってよろしいでしょうか。どのような理由で性別が除かれていたのかということをもた調べてまいりたいと思います。

○教育長

最近の新聞では逆に、LGBTですか、性少数者の問題で、逆に性別をなくしましょうみたいな感じのことが新聞に最近出ていますが、性別を書かないようにしましょうという形の人が逆に最近ふえている。でも、これは前からあるわけですね。

○学校教育課長

そうですね。

○教育長

そういうことを受けてではないですね。そこもわからないですか。

○学校教育課長

そこもわかりませんので、もう一回調べてまいりたいと思います。

○委員長

性別を明示する必要が段々、流れとしてなくなっていると思っているのですが、例えば、生徒の病気とか、実態とか、そういったものはやはり把握する上では大事ではないかなと、常識的に考えてみるとですが、教えていただければ。

○赤松委員

2点、確認のために教えてほしいのですが、今までは紙ペースで教育長に報告していたものが、日本学校保健会が運営する感染症情報収集システムの入力によって代えるということは、コンピュータを通して、そこに入力すればデータがここにきちんと収集できる、そのように変わったという理解でいいのかというのが1点と、もう1点は、よく見ると、出席停止の右側の新しい資料は、出席停止についての報告であって、左側は感染症罹患等によると、ちょっとニュアンスが違うのですが、それでも出席停止が新しくこの用紙の形式でメインコンピュータ入力でなされるようになったのかどうか、その2点を教えてください。

○学校教育課長

まず、1点目でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、電子化されましたので、いちいち紙に起こす必要はなくなっております。ただ形式として、データを紙で残すという作業が必要になってきますので、その残す時に、このような形で成形されるということでございます。

二つ目でございます。二つ目は、このシステム自体が先ほど申しましたように、日本学校保健会が運営する感染症情報収集システムの中のものにのっかっているわけでございまして、それから考えますと、感染症に特化した形ではありますけれども、この新しい報告書の部類では、感染症の情報収集だけに使われるという形になると思います。

○赤松委員

まぎらわしいですね。1週間以上欠席したところ、2週間欠席しているとか、そのように出席停止を何か別の名で命じるようなそれも入るのかなと思ったものですから。

○小西委員長

ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、報告第46、47、48、49号を承認させていただきまして、議案第23号を決定させていただきます。

○小西委員長

教育総務課にご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第45号をご覧ください。

専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援についてご報告いたします。

1枚開けていただきまして、5月24日から6月16日に申請のありました14件の名義後援を承認しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議案第22号をお開きください。

平成28年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領についてです。

1枚開けていただきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法第26条の規定に基づき、教育委員会の事務の管理、執行状況について点検評価を実施するための要領を制定するものです。評価対象は、平成27年度の事業となっております。毎年行っている点検評価でございますが、この内容としましては、大きく分けて2つございます。表の中にありますが、1つ目は、教育委員会の活動状況で、会議運営に関するもの、そして、各教育委員の活動についてです。そして、2つ目は、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務、つまり、教育委員会の各課、各機関が行った事業の点検評価となっております。

評価の方法は、まず、教育委員会、教育委員及び事務局、教育機関がそれぞれ自己の活動、事業内容について点検評価を行います。それをもちまして、次に、自己点検評価を外部評価委員から意見を求め、その結果を公表するものとしております。

外部評価委員につきましては、お2人を委嘱することとしております。昨年度は、8月に委嘱を行い、3回の会議を開催いたしました。外部評価の方法といたしましては、主に書類審査となっておりますが、昨年度からは各課から直接外部評価委員の方が説明を受けられるという方式をとりました。今年度も、昨年度同様に、各課課長等からの説明を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

質問はありますでしょうか。

それでは、質問がないようですので、報告第45号を承認させていただきまして、議案第22号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第54号、55号、56号を図書館長よりご説明いただきます。

なお、報告第56号につきましては、公表しない案件でありますので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第7号の規定により、非公開といたしますがよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○小西委員長

それではお願いたします。

○図書館長

図書館です。よろしくお願いたします。

まず、報告第54号ですけれども、平成28年度第21回小学生読書感想文コンクール募集要項についてです。市立図書館では、児童が本に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、素晴らしさを体験させ、読書の習慣化を図ることを目的に、感想文コンクールを毎年実施しております。表彰式は教育の日ということで、2月18日、土曜日を予定しております。今回の応募方法なのですけれども、昨年と変わった点が、作品の送付の下線の部分なのですけれども、学校で審査の上、全応募者の中から各学年2点なのですけれ

ども、大規模校といいますが、500人を超える学校については、各学年3点と変えたところです。厳密に選考し、応募票を添えて図書館に送付してくださいとなっております。応募期間は10月31日から12月24日までとなっております。

続いて、報告第55号 図書館整備・管理運営等事業者選定についてご説明申し上げます。

公募の概要ということで、資料を添付しておりますので、これに従って説明したいと思います。

まず、資料の1ページをご覧ください。事業の枠組みについて説明いたします。

本募集では、図書館内の家具等のデザインや開架書庫等のレイアウトに関する提案から、備品の調達までを一括して担わせる図書館備品調達等業務、そして、図書館本館及び高城分館を対象にコスト削減を図りつつ、効率的に図書館サービスの向上を実現する管理運営業務、さらにカフェを誘導し、図書館利用者や中心市街地来街者にくつろぎ空間を提供するカフェ誘導運営業務という3つの業務を一体かつ効率的に実現できる事業者もしくは複数の企業体を公募し、選定いたします。

なかほどの事業の仕組みと効果をご覧ください。

今回の一体的公募効果を図化したものです。こちらに示しておりますように、図書館に精通した民間の指定管理者に管理運営を担わせるだけでなく、整備の段階から内部の家具備品等のデザイン、書架等のレイアウトについて提案させることで、開館後の管理運営も効率よく円滑に進み、利用者の利便性向上につながるほか、空間的高質化も実現できると考えております。また、民間のマーケットの感覚で、誘導運営するカフェを提案させることで、厳しい商業環境にある中心市街地において、カフェの持続性を担保するとともに、図書館内部のデザインと一体感や親和性のあるカフェの空間を創出できるなど、一体的公募の相乗効果はかなり大きいと見ております。

1ページの下段のほうですけれども、対象施設と事業の関係性です。

今回の公募の対象となる施設と事業の関係性をまとめた表になります。まず、図書館本館につきましては、開館時間は9時から午後9時まで、原則年中無休となります。高城図書館につきましては、開館時間、休館日も変更せず、現状のまま運営する予定です。

今回の公募では、表にありますように、移転する本館に対してのみ備品調達にかかる業務、指定管理業務、カフェ運営業務を行い、高城図書館は現在の基本的な運営業務のみを事業者担わせる予定としております。

続いて2ページですけれども、図書館備品調達業務の概要についてご説明いたします。

業務の内容ですけれども、図書館に精通した専門の見地から書架をはじめとする家具備品等のデザイン、レイアウト、数量に関する変更提案を行わせ、レイアウト図や備品リストを作成させる業務と本市が自主設計をもとに算定した金額の範囲内で民間事業者が提案作成した備品リスト等に基づき、家具備品等の調達、書架等の設置工事、納品までを行わせる業務の2つとなります。調達に際しましては、地元経済の貢献につきましても提案の条件としております。

現在のところ、本プロポーザルでは11月上旬に優先交渉選者を設定する予定ですので、12月議会で物品調達に関する契約議決をいただいた上で、契約する予定としております。(3)になりますけれども、変更提案の範囲について、色をつけたところなのですけれども、説明いたします。

事業者からレイアウトや備品家具等の構図化した提案を受ける範囲は、ここはグレイで色を塗っていませんけれども、開架や指定管理者、提案業務エリアをピンクで塗っております。あと、指定用途エリアは緑の部分ですけれども、この3つです。1階の一番下側にある開架エリアというのがあるのですけれども、ここは対象外です。1、2階ともにグレイで示しております開架エリアは、いわゆる開架書架や閲覧席などを配置する部分で、現在、表記している書架や閲覧席などは実施設計で仮配置したのになります。この開架エリアにつきましては、書架や家具のレイアウト変更と備品リストに掲載した家具等のグレイドア

ップも両方も提案でき、利用者が使いやすい、また、雰囲気も居心地の良い空間デザインが提案されることを期待しております。

次に、ピンクで示しております指定管理者提案業務エリアは、旧大丸センターモールを改修して図書館を整備する関係上、一般的な図書館には少ない吹き抜け空間を有効活用する必要があるため、この1階の真ん中の部分なのですが、その活用方法を提案させたり、ギャラリーなどの多目的に活用できるスペースなどに対し、家具備品等の追加とそのスペースを利用して、指定管理者が展開する自主事業を提案させたりするエリアになります。

それから、緑色で示している指定用途エリアは、レファレンスカウンターや事務室、児童書コーナー、自習室等にご利用いただくサイレント部分で、設備構造の関係で位置の変更はできないのですが、児童書用の書架や事務机等の家具類については、提案可能なエリアとなっております。

3ページをご覧ください。

平成26年度に中心市街地中核施設支援整備事業基本計画を策定しましたが、市民の方のワークショップや図書館協議会での意見を集約した新図書館の管理運営基本方針の実現に向け、整備案について効率かつ合理的な進め方を検討してまいりました。

指定管理業務の内容になるのですが、3月議会で改正しました都城市立図書館条例及び図書館管理運営基準書で規定している業務内容で、公募を実施してまいります。

具体的には、図書館の貸し出しやレファレンス業務、図書館まつりの開催などの基本的業務と指定管理者が実施する自主業務などの提案業務を合わせた施設運営業務、それと維持管理業務、施設利用者の安全管理に関する業務が主なものになります。

なお、この※のところなのですが、指定管理者制度の導入に際しましては、他の自治体で問題になっている図書分類法や図書の選書、購入、廃棄に関する方針について、本市教育委員会としましても明確な方向性を示す必要があると考えてまいりました。そこで、今回の公募に際しましては、図書分類は日本十進分類法を使用すること、図書の選書、購入及び廃棄に関しては、教育委員会の権限で判断することを条件としております。また、図書館に精通した事業者による指定管理の場合でも、レファレンス業務の充実など、図書館利用者へのサービスについて一定の水準を保つ必要性があることから、運営に携わる職員のおおむね50%以上は図書館司書の有資格者とする条件としております。指定管理期間につきましては、平成30年から平成34年までの5ヶ年としております。

資料3ページの下の方なのですが、図書館に併設するカフェにつきましては、全国チェーン店の誘導、都城市内などの既存店舗の提携など、特に制限は設けておりません。ただし、図書館と親和性のある内装デザインとすることや、地元食材の活用など、特色のあるメニューの提供、図書館開館時間中の営業などを運営条件としております。業務としましては、本市が用意したカフェスペースにおいて開設に必要な内装や設備工事、重機備品等の調達を行い、指定管理期間中の5年間はカフェの運営を持続的に進めてもらうことになります。

続いて、4ページをご覧ください。

今回のプロポーザルの審査項目と配点とあります。大きく4つの項目に分けておりますが、特に重要な管理運営業務と備品調達等業務に関する部分の配点を高く設定しており、内部空間の高質化と円滑な指定管理推進を実現できるよう、図書館運営に精通し、専門的知見を持った民間事業者を選定したいと考えております。

最後に、5ページ、ページが打ってありませんけれども、募集スケジュールをご覧ください。

今、ご説明した内容につきましては、もう既に7月1日に募集要項を公表し、詳細な資料も含めて、本市ホームページに掲載しております。今週金曜日ですが、7月8日には、図書館に改修する旧

大丸センターモールなどの現地説明会を開催し、8月下旬には、参加表明の受付を行う予定です。提案書の提出、選定委員会を経て、優先交渉権での決定は今のところ11月上旬を予定しており、その後、基本契約を締結した上で、12月議会に指定管理者の指定議案及び空間的高質化を図るために必要な備品調達等に係る契約議案を提出したいと考えております。

以上で、終わります。

○小西委員長

それでは、ただいま56号は非公開で、後で改めてしますが、今ご説明いただいた中での質問をよろしくお願ひします。

○島津委員

報告第55号の公募の概要の中で、対象施設が市立図書館本館と高城図書館で、結局その中で運営業務の基本と提案と分かれている中で、提案理由というのがあまりイメージが十分できなくて、高城だと提案型というのがありませんで、ただ本館については提案というのがあります。どういうものを想定しているのか教えていただけますか。

○図書館副館長

高城がまず提案がないというのは、高城はもう現状の運営をそのまま引き継いでやっていただくということで考えております。本館については、建物が新しくなりますので、お配りした中でもありますように、建物の中で特にピンクのゾーンというのは、ここに具体的にどういう備品を置きますよとか、そういった設計は市のほうではしていないわけです。ここに例えば、備品調達の段階でこういったものを置きますという提案をしていただいてもいいですし、そして、予定どおり平成30年以降に指定管理を受けて、今度は運営する中で、この場所で何らかのイベントをしますと。現在の図書館のイベントといえば読み聞かせとか、年に1回の図書館まつりとかですけれども、それ以外のものを提案していただく。現在やっているイベントは当然、引き継いでやってもらうのですが、それ以外に、奇抜な例としましては、佐賀県の伊万里市の図書館がやっているのですけれども、図書館の中なのですけれども、ピアノコンサートをしたという例があるそうです。もちろん図書館ですので、あらかじめ、大分前から、この日のこの時間にピアノの演奏があります。その間は少し静粛さが保っていませんけれども、ご了承くださいという告知を行っておいて、それでやったという例があるそうです。そういう奇抜なアイデアを指定管理者に名乗りを上げていただく事業者から提案いただくというのが、この提案というところでございます。

○教育長

それは点数化されるのですか。

○図書館副館長

基本的には点数化されます。1つは4ページでお示ししますと、(3)の管理運営業務の中の2段目に、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮することという項目がございます。施設の効用ですから、図書館という建物の効用、こういったものを最大限に発揮する提案ということで、ここで評価するのがまずございます。

また、上のほうに戻っていただきまして、(1)全体・事業コンセプトに関する事項というものもございます。ここで独自の提案が中心市街地の活性化及び市民の教育文化の発展に資すると感じていただけたとすれば、採点をする委員の方が感じていただけたら、ここで配点を高くすることになりますので、全体の項目の中で、1ヶ所ではなくて2ヶ所ほど、そういう提案を評価するところが出てくるということで考えております。

○教育長

業者のほうはピンクのところは提案をするのだということが事前にわかっているのですか。これについてちゃんとしたコンセプトを出してくださいというようになっているわけですね。

○図書館副館長

募集要項で求めておりまして、A3の横長の紙に自由に書いていただくような様式自体を用意しております。もちろん、A3の横長の紙一枚でないといけないのではなくて、提案が項目をうければその分提案をいただくということになっておりますので、まず、書類の段階で提案が上がってくるので、書類でもまず審査ができるとなっております。

○小西委員長

お尋ねします。

今、審査項目の中から外れるのですが、前のページの3ページ、業務の内容の一番大事なところかと思うのですが、市が直接行うことを担保するという一番大事なところは繰り返し言われていますけれども、その中の図書の選書、購入及び処分は、都城市が直接実施とありますが、それは具体的には、どういう形で、どういう係の方がそれに携われるのか知りたいのですが。

○図書館副館長

具体的には、教育委員会のどの課で行うというのはこれから協議していかないとはいけないのですが、図書館の組織がどこかの課に吸収されるとか、そういった議論もこれからあると思いますけれども、図書館を担当する職員というのは置かれるという前提になっております。それが何名になるのかというのはこれから検討するのですが、少なくとも最低1名はいますので、2人、3人になるというのはこれから検討していくのですが、その中で、図書の選書、購入、処分に関する方針を決定するという権限をその職員なりにもたせまして、そこが起案をして、課長決裁なり、決定をしていくということになるかと思えます。

具体的には、選書というのは毎日行っておりますが、現在の図書館のやり方でいきますと、それを毎日毎日購入するのではなくて、1週間ぐらいをまとめて購入しますという起案が上がってきてまして、館長が決裁をして、それから会計課に回すという仕組みがございますので、それを踏襲して、1週間単位ぐらいで選書内容もこれで確定という作業を行います。

○小西委員長

一番目の図書の分類十進法と下の司書の資格というのは、最初に決まるわけですが、今の※の二番目は、継続的なことなので、とても大事なことかなと思います。

○教育長

それは、こういう本を選びましたよと、こういう処分をしますよとか、教育委員会が出てくるのですか。

○図書館副館長

いわゆる現在はどうやっているかと言いますと、すべてのリストを出しまして、この本を買いますという伺いを立てますと、いわゆる図書館長決裁になっておりますので。

○教育長

今はいいのですが、図書館長にすべての権限をある程度与えて、そこで決裁してもらっているから、別に教育委員会でこういう本を買いましたよとか、処分しましたというのは上がってこなくても、一応、市の職員がそれなりの任務を背負ってやっているわけですね。今回からは、逆に、指定管理者が図書館を管理運営していくことになるわけだから、委員長先生がおっしゃっているように、この部分については市が営業部分を握っていますよということになった時に、たった1人の人がこれを買いますよ、これを処分しようというわけにはいかないこともあるでしょうから、そういうものに対して、ではこういう本を廃棄しました、この本を買いますというのは、どこで審査をしていくか、その問題は。そ

れはどうするのか、教育委員会に関わるのか、関わらないのかという問題は出てくると思うのです。

○図書館副館長

先ほども最低でも1人というのを申し上げたので、ちょっと印象がそのようにってしまったのでしょうか、意思決定、決裁においては、複数人、少なくとも4人ぐらいの職員が見て、決裁をするということになると思います。選書の購入担当そのものが最低でも1人ということで、1人の者はほぼ毎日のように図書館に通ってチェックするような状況になると思うのですけれども、それを書類にまとめて、実際には、恐らく事務決裁上は課長決裁になると思うのですけれども、課の中で実際その書類を見て、適当であるかというのを判断するということになると思います。

○教育長

教育委員会の報告で上ってくるのですか。

○教育部長

多分、今まで1回も上がってきていないです。今は直営でやっているけれども、今から教育長にも相談をしていってやっていくと思うのですけれども、組織の中で事務決裁する中で、どこまでするのか。今、図書館長が言ったように、選任の担当者を置くと思いますが、その個人の資質だけに頼ることというのはないと思います。組織の中で、例えば、生涯学習課の担当になったとすれば、当然、課長決裁なり、担当の上司もいるわけでしょうから、組織としてきちんとどういう図書館の継続性をきっちり守って、その基準に沿ってどういう選書をしたのかというのを組織として決裁をしないといけない。それが課長決裁なのかは教育長まで決裁をいただいて、継続性が図れるのかを担保しなければいけない。そのところは、これから来年度そこは協議を、教育長も当然、どのようにしようかという話は出てくるだろうと思います。重要な文化財の本にしても、活用はどうするのかとか、そういったことも指定管理に任せて担当者レベルで任せるとするのは、非常にある意味、今はっきりしない部分ですから、そこはきっちり教育委員会でもそこは守っていくといいますか、重要な案件なので、そこはまだ今から慎重に協議をする必要があると思います。まだそこは全然、その話し合いにはなっていないところです。

○教育長

というのは、指定管理した時の指定管理の職員と市の職員がいるわけですから、それとの関わりで、どういう形でこの仕事に市の職員が関わっていくのかという問題のあり方もまだ見えていないわけです。それに何人ぐらい市の職員が図書館の職員として関わるのか。その時、どういう権限を市の職員が持っているのかということもわからないわけです。例えば、今、おっしゃった選書とか、購入とか処分については市の職員が権限を持っているのはわかるのだけれども、それ以外のことについても、この中で一緒に仕事をされるわけでしょう。

○教育部長

結局、ほかの施設と同じように、スポーツ施設も文化施設も一緒ですけれども、指定管理者制度を導入すると、当然、これぐらいの規模になりますと、年に4回ぐらいはモニタリングをしないといけない。結局、提案していただいた事業計画なり、提案事項がきちんと守られているか。例えば、3ヶ月に1回のモニタリングということで、課長以下、数名の職員で指定管理者と面と向かって、こういうことはどうなっていますかとか、していないことはここは改善をしなければいけないとか、指導というのは当然のことだと思います。これも確か、要項の中にありますよね。

○教育長

そうすると、例えば、スポーツ施設の管理運営についてはここはスポーツ振興課があるわけじゃないですか。課としてあるわけです。そうすると、図書館係になるのか何になるのかというのは、どこかに新しく部長がおっしゃったように、生涯学習課の中にそういう部署を置くのか、総務の中に置くのか分らない

いけれども、そういうことをしていかなければならないわけですね、今後。そういう部署を設けて、何人か人をつけておかなければならないわけですね。

○教育部長

そうなっていくと、ここは教育総務課が持つのか、どこが持つのかわかりませんが、その中できちんと図書館担当という担当業務も含めた係ができて、上司の職員、課長もいて、きっちりチームとしてきちんと図書館の管理をしたというふうにしていかないと、これだけの規模ですから、そこは組織立ってきちんとやって、行政はチェックをして、指導していくのが必要になってくると思います。そのように来年は目を光らせながら体制をつくっていくと。そこは絶対大事なことだと思います。

○小西委員長

それは色々な部署、生涯学習課かどこかわからないのですが、一応、教育委員会の中の位置づけなのですね。図書館というのはなくなりますけれども。

○教育部長

教育施設ということになりますので、これが市の文化施設となるということは、今のところはないです。先日、議会の全員協議会で、この内容の説明をしたのですが、この内容を知るのは全員協議会の中でどういう質問があったかというのは、委員の方に紹介をしていただいて。

○図書館副館長

それに先立つ選定委員会を議事録として持ってまいりました。お配りしていいと思います。

○教育部長

主なものでも、資料がなければ紹介をしていただければと思います。

○図書館長

それでは、口頭でよろしいですか。

有田議員から、図書館を管理する民間事業者は、現図書館の経験者も候補者となり得るのか。今、NPOが窓口業務をしておりますけれども、指定管理者は地元の事業者を優先する条件等はあるのかということで、回答としましては、現委託先のNPO法人も参加資格を有しております。また仮に、地元の事業者ではなくても、現図書館の委託先では、NPO法人の職員も継続勤務は可能でありますということで答えました。

○教育長

それは新しい業者がとったとしても、そこに雇ってもらえるような形に市からプッシュするという意味ですか。

○図書館長

優先的に採用してもらおうということです。

○教育長

それは、どこかに書いてあるのですか。

○図書館長

募集要項に書いてあります。

○教育長

募集要項に書いてあるのですね。今の職員も待遇をきちんと優先するよということ。

○図書館長

今のNPO法人の方が再就職を希望すれば、優先的に採用してくださいと。

○教育長

その場合、NPOというのは、コンテンポラリーのものなのですか。いわゆる、一つの組織でしょうN

POというのは、それがそのまま採用してもらえろということですか。今の話では、個人がというお話でしょう。ということだと、個人個人の話なのか、NPOそのものがそのまま本の杜という名前は別にしても、NPO組織の話なのか。それによっては、そこ的人是に手を挙げたら優先的に採用しますよとなっているわけですか。NPOそのものを抱え込むという話ではないのですね。

○図書館長

NPO法人がどこかと連携してされれば、法人としても参加資格はあります。ただNPO法人としてはどこの事業者とも連携しないのであれば、ばらばらに解散になりますので、その時は、新しい指定管理者の募集に手を挙げた個人のことです。

○教育長

そうなった場合は、そのNPO法人は解散するということですね。

○教育部長

この審査項目の中で、管理運営業務の4番目ですか、人的能力を有している中に、地元貢献とか、地元から雇用をするというところに対しては、高い配点を審査員の項目の中に入れて。そういったものを入れてほしいのです。今の司書の有資格者が25人ぐらい集まっているNPOの方が、指定管理をしますということで、JVの連合体の中の一部として出られて、プレゼンをされてお取りになる可能性もあるということですね。また、それをされなかった場合は、その構成メンバーの方々には地元からの雇用という形でお手を挙げれば、優先的に採用する。

○教育長

今の図書館にはその中から何人が来ているわけですか、NPO法人から。NPO法人を雇っているわけではないのですか、図書館では。全員雇っているわけではないですね。

○図書館長

本の杜ゆうゆうは現在、25名です。高城と本館合わせて25名いらっしやって、資格者は約8割ということですね。

○教育長

25人というのは、日替わりでやっているわけですか。

○図書館副館長

全員が毎日勤務しているわけではありません。当然、休みの日もありますし、1日の中でも午前番の方、午後番の方がありますので、シフト勤務という形をとっております。

○教育長

職員の定員というのは一体何人なのですか。

○図書館副館長

現在、31名です。

○教育長

定員31名の中で、正式の職員を除くと何名なのですか。

○図書館副館長

25名です。ちょうどNPO法人そのものの会員のメンバーというのが、ほぼ25名にプラス3名ぐらいいらっしゃいますので、実際に図書館に勤務していないNPO法人の会員の方もいらっしゃいます。それはNPOですので、活動に関与している方ということで、直接働いていない方も3人ほどいらっしゃいます。ですので、NPO法人そのものが指定管理に一翼として参画すれば組織としてとなりますが、募集要項では、現在勤務しているスタッフを優先的に雇用することという表現をとっておりますので、あくまでも個人のことを謳っております。

○教育長

新しい図書館でどこがとるかとか別にしても、大体あの図書館を動かしていくのに職員の定員はどのくらいなのですか。

○図書館副館長

今回の指定管理料を算定するに当たって、実際にはシフト勤務という考え方はありますので、相当な人員数が必要だと考えておりました。全体では、今回の算定基礎になるものでは、約70名前後の人員を想定しております。これは膨らませればどんどん膨らむのですけれども、当初は100名近く必要かなと考えておりましたけれども、なかなか指定管理料も財政構造の中で設定が厳しくて、全国の指定管理の実例の平均ぐらまで落さざるを得なかったのですけれども、そうなった時に、今申し上げたような70名前後と。

現在25名と申し上げましたけれども、図書館にかつて勤務した経験のある司書資格者とか相当数おりますし、都城市内で司書資格を持つ方の総数というのは相当なものがあると思いますので、そのぐらいの人数は十分確保できるだろうと考えております。

○教育長

指定管理者がよその業者だったらよそから連れてくる可能性もありますよね。

○図書館副館長

それはあるのですが、募集要項の中では、なるべく地元貢献というものを条件に。

○教育長

地元が何割とかいうのを謳っていないのですか。

○図書館副館長

地元が何割とは謳っていません。地元を積極的に雇用することをまず先に書いてありまして、その後、司書資格者は50%と書いてありますので、ここは図書館管理に応募する方の善意をくみ取るしかないと考えております。

○図書館長

同じく有田議員より、指定管理の導入により、管理運営費の削減が考えられるが、単に人件費を削減するのは好ましくないと思う。その部分についてはどのように考えているのかということで、管理運営費の削減が人件費にかからないように、審査基準等の配点で考慮していこうと思いますと答えました。

それから、上原文庫は指定管理者、教育委員会のどちらで管理するのかという質問で、指定管理者に適切な管理を求めるよう、公募の過程の中で確認しますということで回答しています。

それから、森議員ですけれども、今回公募する備品調達等業務は、指定管理者が変わる可能性のある5年後のデザインや備品等、レイアウトの変更についてはどうするのかということで、現段階ではまだ決めておりません。5年後に検討することになると思いますということです。

それから、先ほどありました指定管理者からの提案があると思うが、他の自治体等ではどのような提案事由があるのかということで、図書館でコンサートなどを行うユニークなものがありますと答えています。

蔵屋議員のほうから、審査項目と配点において、中心市街地に関する配点が低いのではないかと。地域、中心市街地との連携で20点ということで、回答としましては、ここだけは中心市街地関連の配点ではなく、他の項目にも詳細には中心市街地に関連するものがあるということで、全体的に、中心市街地の連携とか、そういう配点も考慮していますと答えております。

○教育長

先ほど、人件費にかかわらないようにしているというところがちょっとわからなかったのですが。

○図書館長

審査基準で、先ほどの概要では、4ページに配点があるのですが、(3)に管理運営業務に関する事項というのがありまして、ここの3番目の70点のところに、事業計画の内容が管理経費の縮減が図られているものであることに70点を設けてあるのですが、この中の配点で、着眼点としては、経費縮減等について具体的な事項が示されているか。表現としまして、臨時・パート職員対応による人件費の極端な圧縮がないことということで。結局は経費縮減とは言っていますけれども、パートさんとかそういう臨時の方の人件費、時給を下げて、経費を落としているような事案があった場合は、点数としては見ませんよという項目を設けていますので。

○教育長

最初からはこないでしょう。運営している中で、わかってくるのではないのですか。

○教育部長

まず、選考会、今のゆうゆうの杜のパートさん方の人件費が時給幾らなのかとか、そういうものを選考委員会の中で説明は1回あると思います。それよりもずっと低いと、人件費を圧縮して、管理料を削減しているとなると、これはマイナス点という形になるのですか。そこは選考委員会で明確に基準を示さないと、どのくらいが圧縮なのかとか、削減なのかとかわからない。

○教育長

この管理経営の中には、図書の購入費も入っているわけですか。

○図書館副館長

入っておりません。図書購入費は市で直接やります。

○教育長

管理経費の主なものは、維持管理費と人件費ですね。その縮減が図られるものであると。よくわからないのは、これくらいで指定管理をお願いしますよという、一応全体の予算があるわけです。それをどう使うかということは向うの問題で、ここに関係の縮減が図られることを書くこと事態、全然よくわからないのです、どういう意味なのですか。

○図書館副館長

もともと募集の段階で、こういったものを出してくださいという様式がいっぱいあるのですが、様式17までありまして、その中に事業の収支計画表を出すように求めております。その収支計画の中に、人件費がどれだけかというのもしっかりと書くように求めておりますので、ですから、全体の指定管理料の中で人件費がどのくらいかとか、わかるようになっております。それが不当に低いかどうかというの、比較でわかるということです。

○教育長

そのことを聞いているのではなくて、管理経費の縮減が図られるものであると書いてあるではないですか。こちらから要求しているわけですね、節減しろと要求しているわけでしょう。実際には予算はこれだけですよと言っているわけだから、それをどう使うかというのは、企業者側の問題ではないかと思うのに、こちらから縮減しろということ自体、意味がわからないのです。

○図書館副館長

まず、縮減が、評価目標になっていまして、その評価項目が全体で70点となっています。70点の中に、実は2つ項目がありまして、うち50点が全体の指定管理料が低く抑えられているかという配点になっております。そして、残り20点の中に、今、申し上げましたような人件費が不当に圧縮されていないということが点数として評価されます。つまり70点の中に、相反する要素が2つ配点項目としてあるわけです。

○教育長

削減を図られるものがあることの意味がよくわからない。

○図書館副館長

まずは、指定管理料は少しでも低く抑えられているのが点数としては高いということになっております。

○図書館副館長

募集要項で、指定管理料は2億2000万円を上限とするにしております。当然、応募してくる方はそれを少しでも下げるのをどうするのかということで、経費削減というのがまずあります。一番低いところが一番得点は高いようにしてあります。そのあと、今、申し上げましたような人件費が極端に圧縮されていないかどうかをチェックしまして、それがきちんと極端な圧縮がないということは、当然得点が高いということになりますので、二重の評価をするということになっております。

○島津委員

削減という言葉がちょっと、あまりわかりにくいです。

とにかく、管理料自体が安いところは配点が高いですよというのはわかります。だけどその中で低くした理由が、人件費が圧縮していると評価が下がる。いま一つ削減というのがうまくリンクしていない感じがします。

○教育長

向こう側が設定してくるわけだから、それは削減と言わないのではないかという気がするのだけど、それをこちらから削減を図れということが。毎年管理料を1%下げますよというのなら、話は別だけど、そういうことではないわけでしょう。

○図書館副館長

実は、収支計画というのは平成30年度から5年間分出させますので、それを毎年下がっているようなものが出れば、当然、削減のポイントは高くなるということになります。あらゆる提案を出させるようにしておりますので。

○教育長

一番大切なことは、この図書館がこの予算の中で、十分に目的を達成できるかということが非常に問題なわけであって、削減という問題ではない。逆にここに書いてしまうと、人件費のところではどうのこうのとわざわざ書かないといけなくなるし、ちょっとわからないです。

○教育部長

例えば、今のスポーツ施設も5年契約で、こういうことをしながら少し経費を圧縮していきますというのが確かあったと思いますが、今の文化コーポレーションがそうですけれども、例えば、あそこは色々な系列の会社を持っていて、清掃業務とか、環境整備のための関連の業者を使って少しほかの業者よりも圧縮して安くで綺麗にしますとか、そういうものを提案として挙げておられます。そこはただ1年だけの話ではなくて、5年というスパンの中でどのように指定管理料の上限枠の中で、どのように毎年少しずつ圧縮していくことができるかとかいう提案がありますよね。

今までの指定管理の中の項目の言葉をそのまま出しています。多分、そこは変わっていないような気がします。

○小西委員長

今報告を受けて議論しておりますが、募集要項の公表が7月1日を過ぎているので、部長がおっしゃったように5年間というスパンで、人件費に反映した削減でないというふうに持っていきしかないわけです。募集要項としても。

○図書館副館長

評価をする選定委員会もそうですし、我々行政事務局もそうですが、削減というのを単純に総合的な費

用が下がるということだけにとらわれずに評価しないといけないと思います。1つ1つの項目がきちんと効率的に行われているかどうかを評価するのがここだと思いますので、全体的には実は費用が膨らんだとかいうことがあっても、それぞれの項目が効率的に行われていけばよしとしなければいけませんし、それは縮減が図られたものだと評価すべきことだと思います。そういうことをここでは申し上げていると思いますので、項目としては、1つあっていいのかなと考えております。

○教育長

これまでの管理経費はこれぐらいで、次の管理をする人はそれより縮減しなさいという定義の仕方ならわかるのだけど、これから事業を作ろうとしている人に対して縮減という言葉がよくわからない。その辺は審査をする人がわかるように、整理しておいてください。

○小西委員長

教育長のお考えを端的に反映できるような形で進んでいただきたいと思います。

ほかにご質問はありませんか。

○中原委員

説明会は何社ほど申込みがありますか。

○図書館副館長

今日の時点で、相当きていまして、18社。3つの事業をセットで募集している関係もありますから、3で割ると6社なのです。連合体で、実際では、その方々がみな、説明会に提案されるかどうかわかりませんので、実際には絞られてくると思います。思ったより多くきたなという感じです。具体的にどういう会社か申し上げられませんが、審査会の時点でも、審査員にもこれは公表しませんので、A社、B社という形でします。

○委員長

それでは、今までの報告は承認いただいてもよろしいでしょうか。

それでは、報告の承認をさせていただきます。

[報告第56号 非公開]

1.2 その他

○8月定例教育委員会日程について

日程 平成28年8月1日(月)13:30から

会場 南別館3階委員会室

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成28年8月22日(月)10:00から

会場 南別館3階委員会室

以上で、7月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長